

別府市監査委員告示第4号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 その他の事務部局・行政委員会、生活環境部

令和2年3月30日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 加藤 信康

同 中尾 薫

監 査 報 告 書

1 監査の対象及び期間

会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局

監査期間 令和元年8月20日から令和元年11月7日まで

生活環境部

監査期間 令和元年11月8日から令和2年2月6日まで

農業委員会

監査期間 (1) 令和元年8月20日から令和元年11月7日まで

(2) 令和2年1月15日から令和2年3月5日まで

2 監査を実施した委員

別府市監査委員 惠 良 寧

同 加 藤 信 康

同 中 尾 薫

3 監査の方法

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて、関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して行った。

なお、議会事務局の監査については、議員選出の監査委員である加藤信康委員は利害関係があるため、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(その他の事務部局・行政委員会(農業委員会を除く))

I 共通項目

(1) 物品管理事務(備品)について(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局所管の備品について、備品シールが貼付されているが、備品一覧の登録が無い物品が見受けられた。別府市物品取扱規則に基づき、備品管理の取扱いを適正に行われたい。

II 個別項目

(1) つり銭等資金の交付・返納等処理について(会計課)

つり銭等資金の管理において、返納通知書が綴られていないものや領収済通知書

の納入者の欄に出納員以外の氏名が記載されているものが見受けられた。

別府市会計事務規則第26条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 審査事務について（会計課）

支出負担行為兼支出命令書において、決裁印や決裁日等の不備が見受けられた。支出命令審査権を持つ部署として十分に確認し、別府市会計事務規則に基づき審査されたい。

(3) 政務活動費について（議会事務局）

政務活動費の支出に係る領収書については、別府市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項ただし書において「領収書を徴することが困難と認められる場合等には、議長が別に定める書類をもって代えることができる」とされているが、領収書に代わる書類の一部が添付されていない事例が散見された。また、充当対象外費用の算定に誤りが見受けられた。

別府市議会基本条例第16条の規定に基づき、適正な執行に努められたい。

(4) タクシーチケットについて（議会事務局）

タクシーチケットの使用状況を確認したところ、受渡簿の記載内容及び交付後の管理が不十分であった。

タクシーチケットは金券に類する性質を有する公の財産であり、その使用はすなわち市が債務を負担すべき契約に相当することから、慎重かつ厳格に取り扱うよう、管理運用の改善について必要な対策を講じられたい。

(5) 投票用紙交付ミスの防止について（選挙管理委員会事務局）

令和元年7月21日投開票の第25回参議院議員通常選挙の期日前投票において、投票用紙の誤交付という重大なミスが発生した。このような重大なミスの発生を防止するためのマニュアルを早急に作成し、再発防止に努められたい。

(6) 郵便切手等の管理について（選挙管理委員会事務局）

別府市文書管理規程第33条第2項に規定する「郵便切手・はがき受払簿」への記載で、払出額と使用枚数は一致しているが、受入額が未記入なことから残枚数との照合ができなかった。また、受領印の記載欄で一部押印のないものが見受けられた。

郵便切手等は換金可能で現金と同様の管理が求められることから、「郵便切手・はがき受払簿」への記載をより一層適正に行うとともに、定期的に「郵便切手・はがき受払簿」の記載内容と残枚数をチェックし、適正な管理に努められたい。

(生活環境部)

(1) 指摘事項

I 共通項目

ア 財産台帳の整備について（環境課）

市が保有する資産については、市民から負託を受けた重要な財産であることから常に良好な状態において管理しなければならないとされているが、所管する土地明細台帳において長年にわたり評価額が改定されていない事例や所管換後の土地明細台帳が残されている事例が見受けられた。別府市公有財産規則に基づき適正に事務処理を行われたい。

II 個別項目

ア 手数料等の収納について（市民課）

予防接種料免除のために使用する所得・税額証明については証明手数料を徴収しないこととなっているが、手数料を徴収しているものがあった。

また、書損等による領収証書廃棄の際の取扱いの不備及び夜間休日の現金収納における手続上の不備が見受けられた。

関係法令等に基づき適正に事務処理を行われたい。

イ 旅費及び費用弁償について（人権同和教育啓発課）

旅行命令の決裁区分の誤り及び旅費の算定誤りが見受けられた。

また、復命書の記載事項に不足しているものがあった。

関係法令等に基づき適正に事務処理を行われたい。

(2) 意見

なお、指摘事項のうち特に全庁的に措置を講じる必要がある事項については、関係部署と十分協議等の上、取り組むよう地方自治法第199条第10項の規定に基づき監査委員の意見として下記のとおり要望する。

ア 財産台帳の整備について

これまでに行った定期監査において、土地明細台帳の台帳価格が長年にわたり改定されていない事例が環境課だけでなく他課においても散見されているため、部長等は、財産担当部長と協議の上、所管する財産の土地明細台帳を別府市公有財産規則に基づき適正に事務処理されるよう要望する。

イ 手数料等の収納について

夜間休日の現金収納については、市民課所管の収入金の一部を夜間休日に宿直にて取り扱っているが、宿直職員の所属は総務課となっている。宿直業務は多岐にわたり、今回監査対象となった市民課関係の現金出納のほか他課の所掌事務も多く取り扱っているが、その根拠が判然としない。特に、金銭の授受を伴う業務

については、会計に係る諸規程との整合性が明らかでなく、責任の所在を含め、リスク管理上問題があると言わざるを得ない。

このことについては、総務課、市民課、福祉政策課、債権管理課等の宿直業務に関係する各課をはじめ組織人事に係る部署を含めた対応が必要と思われる。

関係各課協力の下で市民サービスと業務とのバランスを再考の上、宿直業務を明確化し、必要に応じ、諸規程の改正及び整備に努めるよう要望する。

(農業委員会)

(1) 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬（基本給）について、委員の就退任が月途中の場合における日割計算で、算定の基礎となる在籍日数に誤りが見受けられた。報酬の算定については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 農地転用に係る事務について

令和元年10月23日に農地転用に係る収賄の疑いで農業委員会会長が逮捕された事件は、本市行政の信頼性を大きく傷つけるものであったが、監査対象に対する書類調査やヒアリングの結果として監査した限りにおいては、農業委員会事務局の事務的及び組織的な関与が疑われるものではなく、また、農地転用に係る申請、許可に至るまでの業務においても重大な指摘事項は見受けられなかった。

しかし、今回の事件は組織の長が関わるという重大な問題であるため、再発防止のため、組織全体の内部統制体制を見直し、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の活動、農業委員会事務局の日常業務を含め、リスク管理という視点を意識した組織体制を構築するよう強く要望する。

また、農地の違反転用を未然に防止するため、農地転用を行う場合に必要な手続について、広く周知活動を行うよう強く要望する。